

物件明細

物件番号		所在地 (路線名)		豊中市桜の町六丁目209番外2筆の一部【南西】 (主要地方道大阪中央環状線桜の町高架橋下)		交通 機関		大阪モノレール 少路駅 西南西 約500m		最 低 占用料 (年額)		723,800円/年		占用期間		5年															
1																															
土地の概要										特記事項																					
面 積		占用許可対象面積										517 m ²						1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。利用形態については、「大阪府道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。													
接面道路 の状況		南側：府道・幅員約 3.8m・舗装 有・高低差 無・西行一方通行																2 占用期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。													
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内																3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府池田土木事務所及び大阪府豊中警察署と協議し、事前承認を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府池田土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (問い合わせ先) 大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代) 大阪府豊中警察署 交通課 電話 06-6849-1234(代)													
		用途地域				第二種住居地域																									
		地域地区				準防火地域																									
		建ぺい率				60%				容積率				300%																	
	その他の 法令等		・道路法(主要地方道 大阪中央環状線 区域内) ・都市計画法(都市計画道路 大阪中央環状線 区域) ・消防法 ・文化財保護法(桜井谷窯跡群)																4 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の処理については、豊中市と協議してください。 (問い合わせ先) 豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター 給排水サービス課 06-6858-2961												
その他条件		火気厳禁																													
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況						照会先及び電話番号										5 電気の引込みについては、大阪府池田土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。災害が発生した場合において緊急輸送道路となる当該道路は、道路を跨いだ架線での供給はできません。新たに引込線を敷設する場合は、地中化してください。 また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占有者の負担となります。 (問い合わせ先) 大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代) 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081													
		対象地周辺				対象地内																									
	公営 水道	本管				引込管		豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター 給排水サービス課 06-6858-2961																							
		有				無																									
	電気	配電線				引込線		関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081																							
		有				無																									
	都市 ガス	本管				引込管		大阪ガスネットワーク株式会社 06-6202-2141																							
		無				無																									
	公共 下水道	本管				引込管		豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター 給排水サービス課 06-6858-2961																							
		有				無																									
6 対象地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「桜井谷窯跡群」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事等を行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。 (お問い合わせ先) 豊中市 教育委員会事務局 社会教育課 文化財保護係 電話 06-6858-2581 (裏面へつづく)																															

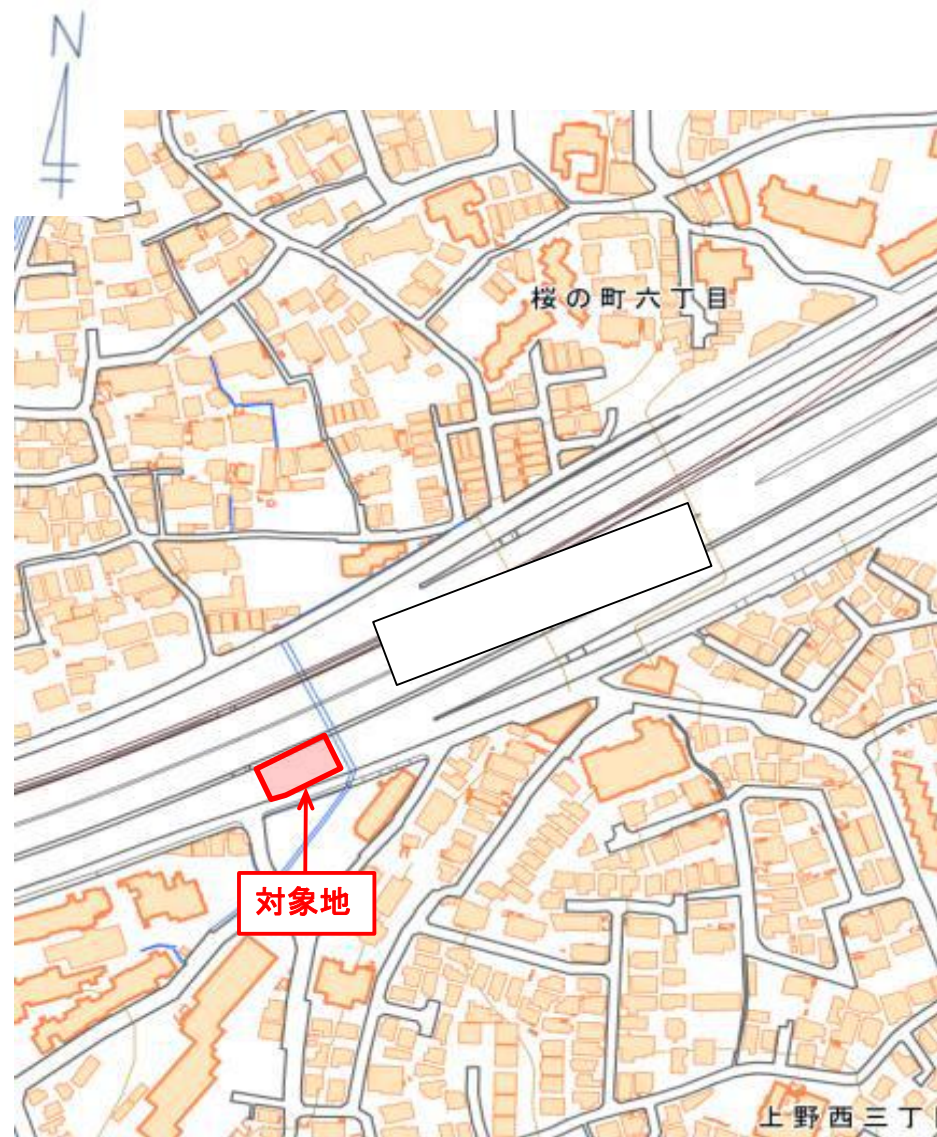
特 記 事 項

- 7 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、全て占有者の負担となります。
- 8 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占有不可となる箇所が生じることとなりますが、その占有料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府池田土木事務所と協議してください。
(問い合わせ先)
大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代)
- 9 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 10 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 11 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 12 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)の損傷等について、対象地の占有に起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。
- 13 対象地内において過去に油脂と思われる液体が、橋脚から落下した事により駐車車輦に汚濁被害が出たことがあります。その後、何度か調査を行いました、現在においても原因不明です。
この点についても、予めご承知置きください。

(1) 位置図 (物件番号: 第1号)

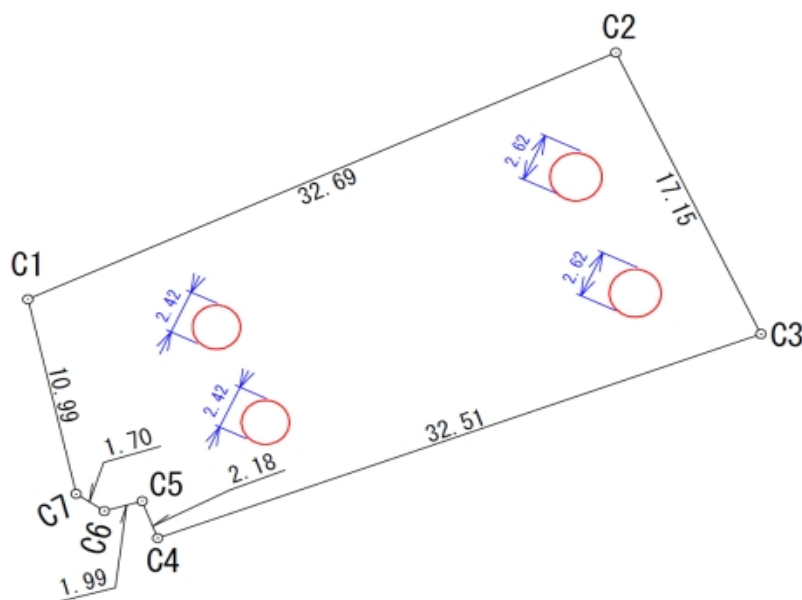
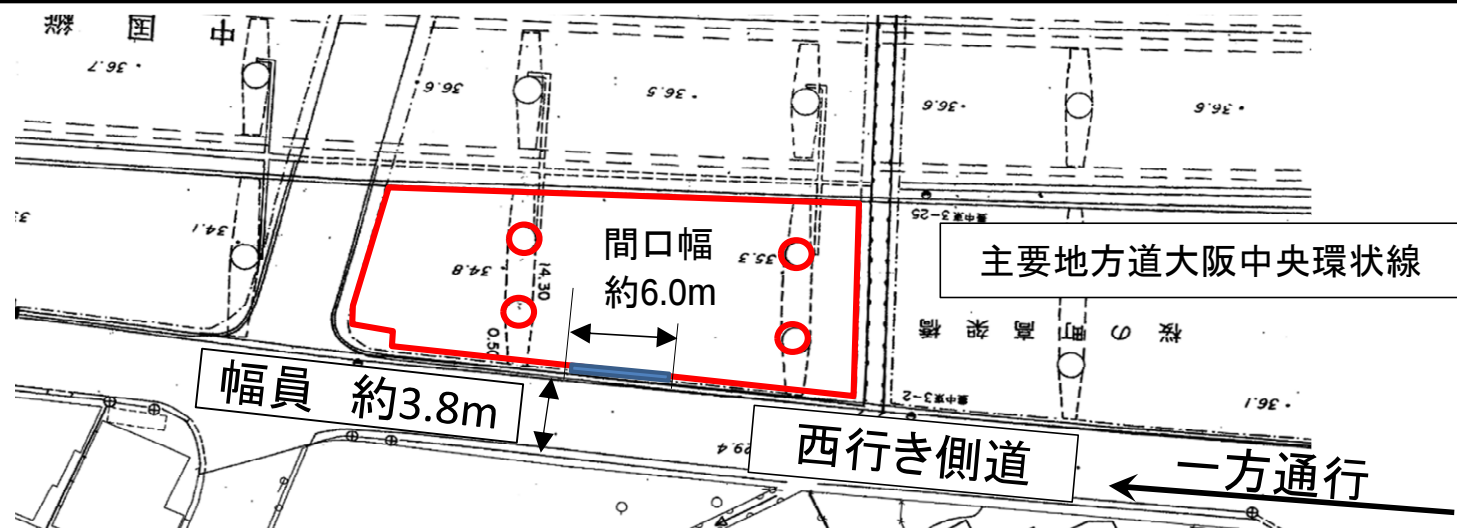


出典: 国土地理院ウェブサイト



出典: 国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号：第1号)



貸付地B-2号地

測点名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn × (Yn+1-Yn-1)
C3	-132964.225	-48664.514	-23.172	3081047.0217000
C4	-132975.475	-48695.026	-31.293	4161201.5391750
C5	-132973.436	-48695.807	-2.698	358762.3303280
C6	-132973.980	-48697.724	-3.342	444399.0411600
C7	-132973.035	-48699.149	-3.863	513674.8342050
C1	-132962.317	-48701.587	27.295	-3629206.4425150
C2	-132948.717	-48671.854	37.073	-4928807.7853410
倍面積				1070.5387120
面積				535.2693560

橋脚控除面積： $\pi/4 \times (2.62^2 + 2.42^2) \times 2 = 18.6642020$

貸付面積：535.2693560 - 18.6642020 = 516.6051540

占用対象面積：517 m² (小数点切り上げ)

図面名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	令和7年9月25日
事業者名	大阪府